

◎十三番（大橋沙織君）日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。

原発事故以降、働き方や学費など若者の願い実現のため、県議会への請願活動などに取り組み、声を届ける大切さを学びました。希望ある県政を実現するため、力を尽くす決意です。

台風第十九号とその後の豪雨災害は、広い範囲で大きな被害となりました。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。発災直後の十三日から毎日被災現場を見て要望をお聞きしてきましたが、余りの被害の大きさに胸が痛みます。

伊達市梁川町の避難所を訪問した際、八十歳を超えるひとり暮らしの女性は「川の氾濫で自宅が浸水したけど、高齢だからアパートも借りられないし、これからどうしたらいいのか。こんなに悩むなら川に流されて死ねばよかった」との言葉は忘れられません。こんな思いをさせてはならないと思います。

住まいの確保は命に直結するため、災害で助かった命を失うことのないよう、生活再建のための支援は緊急で重要な課題であり、県が果たすべき役割は大きいと感じています。被災者の声を丁寧に取り、生活となりわい再建への支援こそ政治の責任ではないでしょうか。

温暖化による異常気象など繰り返される災害の甚大さを考えたとき、これまでの災害対策の検証が必要です。同じ被害を繰り返さず、被災者の願いに応えることは政治の責任であり、今後の取り組みのスタートに据えるべきことであると申し上げ、質問に入ります。

初めに、台風第十九号等の被害の実態と生活、なりわい再建についてです。災害発生から二カ月以上たった今も全国では約八百人、県内では約四百人の方が避難生活を強いられており、梁川町の寿センターには十三日現在約五十人の方が避難をしています。

避難所の状況について先月二十八日に視察に行った際、災害発生から一カ月以上たつてもなお食事が改善されておらず、朝食はパン、昼はおにぎり、夜は弁当です。温かいものの提供はほぼなく、同じ食事が続き、正直飽きてきて食事が喉を通らないと、支給されたパンの半分しか食べられない高齢者もあり、食欲低下や栄養バランスの偏りが心配です。

日本共産党の志位和夫委員長は、十月十八日、福島県の避難所を視察し、防災大臣に避難所の環境改善のため温かい汁物の提供を求め、後日大臣は正式に通達を出しました。

医師や専門家などでつくる避難所・避難生活学会は、給食センターや公民館の調理室などを使用して温かい食事を提供することを提言しており、災害救助法では、条件つきではありますが、炊き出しスタッフの雇い上げや簡易調理室の設置などに関して国からの財政支援が受けられます。こうした制度を活用すれば、避難者に温かい食事を提供することは可能です。

避難している方の中には、家を修理するのか賃貸住宅に入るのか決められず避難を続けている方や家を修理するにも見積もりをとるだけで二週間にかかるという方もおり、長期の避難生活を強いられています。

二〇一六年に内閣府が出した避難所運営ガイドラインにも、質の向上のため、避難生活が長期化すれば温かい食事の提供や栄養管理についても検討するよう示されており、避難所のあり方が問われています。

被災から二カ月以上たち、いわき市などでは避難した高齢者が肺炎など体調を崩し亡くなったと、きのう報道がありました。今後寒さも厳しくなり、免疫力の低下による感染症が心配され、十分な食事の確保は命にかかわる重要な問題です。

そこで、温かい食事の提供など、避難者が安心して生活できるよう避難所の環境を改善すべきと思いますが、知事の考えを尋ねます。

次に、災害救助法に基づく住宅の応急修理についてです。

今回の災害を受け、災害救助法が改正され、応急修理は半壊五十九万五千円、床上浸水で被害一〇％以上二〇％未満である準半壊は三十万円を限度に支援対象が広がりました。

災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理の申し込み件数と決定件数を伺います。

私たちも県内各地で被災された方からお話を伺っていますが、応急修理の制度を知らなかったという方が多く、制度がまだまだ知られていないと感じます。

被災した住宅の応急修理について、被災者に周知徹底を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

二〇〇四年、政府が出した浸水等による住宅被害の認定については、被災者生活再建支援法の積極的活用を図るために、浸水により畳、壁、浴槽などの水回りが機能を損失した場合は一般的に大規模半壊または全壊に該当するとあります。

また、半壊であっても、流入した土砂の除去や耐えがたい悪臭のため、やむを得ず住宅を解体する場合には、全壊と同様に取り扱うようにと示されており、柔軟な災害判定が可能です。

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度では、床板を含む畳の交換は対象になります。畳だけの交換は対象となりません。このことを知らなかったために、畳だけの交換を行った方は申請が却下されましたが、給湯器だけは適用となり、全く支援されないと思っていたから、少しでも補助があるのは助かると話していました。ですが、日本家屋で畳は生活基盤そのものであり、当然応急修理の対象にすべきです。

被災した住宅の応急修理について、畳だけの交換も対象とするよう国に求

めるとともに、県独自の支援を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、河川改修についてです。

梁川町では、塩野川の越水により商店街を含むまちの中心部が大きな浸水被害を受けました。三十三年前の八・五水害でもこの地域は被害に遭っており、いつまた被害に遭うかわからないから、もうここには住めないと引越していく方も多いと聞きます。

地域住民からは、これまで塩野川のしゅんせつを繰り返し要望してきたが、対策がとられないまま今回災害が起きてしまったとの声もあります。地球温暖化で災害の未然防止の対応がますます求められており、今回の被害をきちんと教訓として生かすべきです。

塩野川の越水箇所について、堤防のかさ上げがおくれた理由を尋ねます。災害を繰り返さないため、塩野川における今後の河川改修の計画について県の考えを伺います。

川俣町から梁川町を流れる広瀬川は、これまで災害のたびに被害に遭っており、今回の台風でも以前と同じ箇所が再び被害を受けています。また、前回の災害復旧でつくられた橋が低く、川の水をせきとめてしまい、逆流を起こし、近隣住宅に一メートルもの土砂が流れ込むなどの新たな被害が発生しています。広瀬川のこれまでの河川整備内容が適切だったのか、住民から疑問の声が上がっています。

広瀬川について、これまでの河川整備が適切だったのか検証すべきと思いますが、県の考えを伺います。

また、広瀬川の河川整備について、台風第十九号等による被害からの原形復旧だけでなく、災害を未然に防ぐ改修が必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

伊達地域は、阿武隈川の県内最下流であり、県内全ての水を受けとめる地域ですが、水害の常襲地帯となっている現状があります。梁川町舟生地区には、猿跳岩という二つの大きな岩があり、川幅は上流より狭い上、直角に曲がっており、水の流れが滞る箇所のため、水害対策は必須です。

さらに、下流は宮城県につながり、県をまたいでいることから、国主導で対策をとるべき課題と考えます。専門家など第三者を入れた検討委員会などの設置が必要ではないでしょうか。

阿武隈川の県境付近における氾濫常襲地帯の防災対策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

次に、土砂災害についてです。

今回の災害では、県内多くの箇所です砂崩れが起きましたが、県は国に報告が求められているものしか把握しておらず、全体像はまだつかめていません。県土の七割が山林である本県において、山の管理は県民生活を守ることに直結します。

激甚災害時に適用する林地崩壊防止事業や県単独の治山事業など、裏山の崩れなどに対応できる事業もありますが、制度活用を進めるためにさらなる周知が必要です。

市町村等に対し、治山事業を周知徹底し、その事業の利用を促進するべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

林地被害で県が報告を受けている箇所は五十二カ所ですが、その中で本年度に治山事業での復旧が検討されている箇所は五カ所です。農山村地域で多くの被害が起きていることから、県単独の治山事業を柔軟に運用して被災者を救うべきです。

治山事業で当年度復旧が検討されている箇所以外の対応について、県の考えを尋ねます。

急傾斜地などの土砂災害箇所は百五十二カ所ですが、その中で復旧が検討されている箇所は三十七カ所しかありません。

土砂災害の発生箇所のうち斜面对策等の検討をしている箇所以外の対応について、県の考えを伺います。

農地の被害については、一カ所四十万円以上の復旧費用が必要な場合は国の補助対象になりますが、それ以下の被災農地に対して伊達市や川俣町は独自に支援を行ってきました。山に囲まれ、この間の災害でも土砂被害に遭ってきた地域で、本県の基幹産業である農業、それを支える農家の方を守るための努力であり、県としても支援すべきではないでしょうか。

今回、起債事業ではありますが、復旧事業費が十三万円以上四十万円未満の被災農地について、農地等小災害復旧事業として国が交付税措置をすることとなりました。この活用が進めば、市町村も農家の方も少ない負担で復旧が可能となるため、積極的な活用を進める必要があります。しかし、私が聞いたところではこの制度を知らなかったという自治体もあり、まだ十分に認知されていない現状があると感じます。

復旧事業費四十万円未満の被災農地について、農地等小災害復旧事業のさらなる活用が進むよう市町村を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

宅地の土砂等災害について、伊達市や川俣町などの市町村は、住民が災害を機に地域を離れることのないよう、ずっとここに住み続けてほしいという思いで災害復旧の独自支援を行っています。

環境省の災害等廃棄物処理事業は、流木や瓦れきがまぎった土砂であれば、今回撤去費用の九七・五％を国が負担し、特段厳しい条件もなく、広く活用できる制度だと聞いています。この制度を柔軟に活用して、被災住民を救うための県の努力が求められています。

災害廃棄物が混入した土砂の撤去について、国の補助事業を活用し、確実に実施されるよう市町村に対し周知を図るべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、農業被害についてです。

県の基幹産業である農業は、高齢化や原発事故の影響など困難な状況がありながらも、農家の方が必死に営農を続け、本県の農業を守っています。そこに襲いかかったのが今回の災害です。

以前も被害に遭い、今回土砂災害で田んぼなどが埋まってしまった方は、「以前の災害からやつと立て直してきたところにまた災害、こういうことが続くなら、もう農業は続けられない」と話しており、高齢化などと相まって農業をやめてしまう方が出る可能性が十分に考えられます。一日も早く暮らしとなりわいを取り戻し、農山村地域の過疎化に拍車がかかることのないように十分な支援が必要です。

浸水被害に遭った果樹農家の方は「被害の実態は来年収穫してみないとわからない」と話しています。畑全体が被災した農家の方は、収入が全くなくなってしまったため、改植に関する補助だけでは不十分です。

梁川町の桃農家の方は、桃の木が全て見えなくなるくらい浸水し、その状態が二日ほど続いたそうです。「桃は水に弱いため、数時間でも水につかれば根っこからやられてしまう」と、農家の方は不安を抱えています。

伊達市の名産あんぽ柿の産地でも柿の木が浸水し、根腐れが心配との声が上がっています。改植した際に適用となる四年間で一反歩当たり二十二万円という今の支援制度では不十分だというのが農家の方の声です。桃栗三年柿八年というように、成木になるまでも時間がかかり、収穫量がもとに戻るにはさらに時間がかかります。

浸水被害を受けた樹園地を改植しない場合、所得補償も含めた長期的な視

点での支援を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

浸水被害を受けた樹園地を改植する場合、成木になるまでの間の支援が必要だと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、高校統廃合について、一つ目は川俣高校機械科の存続についてです。私も県教育委員会主催の改革懇談会に参加しました。今回の統廃合は生徒数の減少のためだというのが県教育委員会の話でしたが、川俣高校の生徒数減少には原発事故が大きく影響しています。震災前、ちょうど私が在学中のころですが、川俣高校は川俣中学校、飯館中学校の出身者で七割ほどを占めていました。

ところが、原発事故により飯館村は全村避難、川俣町も山木屋地区が避難指示区域となり、不安を抱え、やむを得ず川俣町を離れた人もいます。県教育委員会は、川俣高校の生徒数減少について、こうした原発事故の特別な影響を考えたのでしょうか。

川俣町は、絹織物の町、工業の町です。福島市など県北地域の地場産業や工業分野の発展に役割を果たしてきたのが川俣高校機械科の卒業生です。「地域から高校がなくなれば若者がますます減ってしまう」と、地域住民は大きな不安を抱えています。

先日機械科の募集停止が発表されましたが、普通科に統合して選択科目とするだけでは機械科の学びを保障することにはなりません。実際二回目の懇談会では、「この計画は川俣高校の魅力化にはつながらない」、「地域住民や子供たちへの説明をするべき」との意見もありましたが、県教育委員会はこれが最後の懇談会だと言って打ち切りました。住民の声を聞かず、結論ありきのやり方だと言わざるを得ません。川俣高校機械科の存続について、町民などに広く呼びかけ、開かれた場を持ち、今からでも再検討すべきではないでしょうか。

川俣高等学校の機械科は存続させ、生徒の募集も継続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

二つ目に、保原高校定時制の存続についてです。

保原高校の定時制を福島市の福島中央高校に統合し、夕間部にするという県教育委員会の方針に対し、懇談会参加者からは「義務教育の間、困難を抱えていた子供でも定時制の学びで大きく成長し、正社員として就職を決めた子供たちが多くいる。全ての子供の成長や学びを保障するためにも保原高校から定時制をなくさないでほしい」、「阿武隈急行沿線以外は交通の便が悪く、保護者が送迎しているため、中央高校と統合されたら通学も困難になる」など、統合反対の声が相次ぎました。

また、共産党で行った住民アンケートでは、発達障がいの子供を持つ方から「地元の保原に定時制があるから、うちの子も高校に通えると思っていたので、廃止と聞き、とても困惑しています」との声が寄せられました。県教育委員会は、このような声を受けとめるべきです。

保原高等学校の定時制は存続させるべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

統合が計画されている県北地区の定時制高等学校は夕間部とせず、夜間を継続すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

以上で質問を終わります。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）大橋議員の御質問にお答えいたします。

避難所の環境についてであります。

これまで台風第十九号等による被災地の視察において避難所を訪問し、避難者の方々とお話をさせていただきました。皆さんからは避難生活がいつ

まで続くのか不安に思う声をお聞きしました。

被災の現実を受けとめ、前を見据えて進もうとする方もいらっしゃる一方で、災害からの復興と生活再建を加速させていこうという思いを強くいたしました。

また、避難所が暖かく保たれ、温かいみそ汁が提供されるとともに、段ボールベッドの活用も始まっているなど、良好な避難環境の確保に向けた配慮を感じたところであります。

避難所については、市町村が速やかに開設をし、食事や衣服、生活物資等を提供して生活環境を整えることとされております。

県といたしましても、引き続き保健師等による個別の健康支援や応援職員 の派遣等に取り組むなど、避難者の方に安全・安心な避難所の運営について市町村を支援してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をさせます。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

住宅の応急修理の申し込み件数と決定件数につきましては、十二月十六日時点で四千二百三十二件の申し込みがなされ、二千二百六十一件が決定されております。

次に、住宅の応急修理の周知につきましては、県で被災者支援制度ガイドブックを作成し、市町村での周知に活用いただくとともに、各市町村において広報誌への掲載や被災地区の各世帯へのお知らせの投函、避難所における相談窓口の設置や直接の説明、SNSやホームページによる周知など、それぞれの地域の実情に応じた取り組みがなされているところであります。

次に、住宅の応急修理における畳の交換につきましては、国に対し被災者の声や被害の実情を訴えてきた結果、床板とあわせて畳の交換を行う場合

に交換枚数の上限が撤廃されたところであります。

引き続き、大規模災害の被害の実態を踏まえた災害救助法の運用を行うよう国に求めてまいります。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

廃棄物が混入した土砂の撤去につきましては、市町村に対し災害等廃棄物処理事業の対象となることを文書で通知するとともに、国の補助制度の説明会においても周知を図ってきたところであります。

今後とも災害発生時に市町村が適切に本事業を活用できるよう、制度の周知に努めてまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

治山事業を周知徹底し、利用を促進することにつきましては、従前から市町村や地域住民に対し説明会を開催してきたほか、今回の災害に際して各種支援策を取りまとめた復旧の手引に林地被害発見時の連絡先と対応方法を案内するなど、広く周知に努めているところであります。

次に、治山事業で当年度復旧を検討している箇所以外につきましては、市町村の要望を踏まえ、被災の規模や被害拡大のおそれなどの状況を見きわめた上で着実に復旧してまいります。

次に、農地等小災害復旧事業の活用に向けた市町村支援につきましては、説明会の開催や復旧の手引書の作成など、制度の周知に努めております。

また、県などから職員を派遣して現地調査や発注に向けた設計積算を行い、あわせて技術的な助言を行うなど、引き続き市町村を支援しながら事業の活用を促進してまいります。

次に、樹園地を改植しない場合の支援につきましては、まずは早期復旧に

向けた支援事業の活用を誘導しながら、冠水した樹体の洗浄や生育を回復させるための緊急的な対策が適切に講じられるよう、技術的な助言、指導を行ってまいります。

さらに、継続して生育状況の調査を行い、長期的な視点に立ったきめ細かな技術指導に努めてまいります。

次に、樹園地を改植する場合の支援につきましては、苗木や伐採に要する経費や改植後四年間分に相当する若木の管理経費に加え、大規模な改植における代替農地での営農の取り組みなどについて、国の果樹産地再生支援対策を活用しながら営農継続を支援してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

塩野川の堤防のかさ上げにつきましては、今回越水した箇所よりも堤防が低かった塩野川橋下流の区間について、昭和六十一年の災害を踏まえた阿武隈川本川の計画水位に合わせ整備をしてきたところであります。

次に、塩野川における今後の河川改修の計画につきましては、台風第十九号により洪水が堤防を越えた箇所を含む塩野川橋上流の必要な区間について、既に整備を行っている下流部と同じ高さまで堤防のかさ上げを検討してまいいる考えであります。

次に、広瀬川のこれまでの河川整備につきましては、昭和六十一年の洪水の規模を想定した浸水被害の防止を目標とする福島圏域河川整備計画に基づき、伊達市梁川町から川俣町までの事業区間について公共事業評価を受けながら整備を進めてきたところであります。

次に、広瀬川の災害を未然に防ぐための河川整備につきましては、被災した箇所の早期復旧を図るとともに、福島圏域河川整備計画に基づき、事業区間の改修を着実に進めてまいいる考えであります。

次に、県境付近における阿武隈川の防災対策につきましては、国において阿武隈川水系河川整備計画に基づき、梁川地区で水防災対策特定河川事業により宅地かさ上げなどを実施し、平成二十一年度までに完了していると同っております。

次に、土砂災害の発生箇所のうち斜面对策等の検討をしている箇所以外の対応につきましては、被害が小規模な崩落箇所等であることから、早期避難のためのソフト対策を行っていく考えであります。

(教育長鈴木淳一君登壇)

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

川俣高校につきましては、機械科の学びを継承する工業の選択科目を普通科の教育課程に設定することで、改革懇談会において一定の理解を得られたことから、令和二年度からの機械科の生徒募集を停止したところであります。

今後は、コミュニティ・スクールの導入も含め、この地域ならではの魅力ある学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、保原高校の定時制につきましては、生徒同士が社会性や協調性を育むことができる一定の集団規模を確保することが必要であると考えております。

このため、福島中央高校と統合し、生徒に寄り添った丁寧な学習指導を行うとともに、相談体制の充実を図り、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に応える教育活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、統合を計画している県北地区の定時制高校につきましては、働きながら学ぶという従来の役割の変化や多様な生徒の学習ニーズに応える魅力ある学校づくりを進めることが重要であると考えております。

このため、生徒の生活リズムに合わせた時間帯に学ぶことのできる夕間部

を導入し、生徒一人一人に対するきめ細かな指導を充実させながら、生徒にとって学びやすい教育環境を整えてまいる考えであります。

◎十三番（大橋沙織君）再質問を行います。

まず、知事に避難所での温かい食事などの提供について質問します。

先ほどは、避難所に行かれて、温かい汁物などが提供、配慮されているという御答弁だったかと思えますけれども、全ての避難所で本当にそうなっているのか私は疑問です。

災害関連死が疑われる事例が複数出て、いわき市などの避難所では亡くなった方もいます。災害関連死での災害弔慰金申請は少なくとも三件です。専門家からは、避難による急激な環境の変化が体調悪化の原因だと指摘されています。

間もなく冬本番ですから、避難所の食事改善は一刻を争う課題です。早急に全ての避難所での栄養バランスのとれた温かい食事、特に温かい汁物を提供すべきと思います。この点も踏まえ、再度答弁を求めます。

次に、高校統廃合について教育長に二点質問します。

一つ目は、保原高校定時制についてです。

丁寧な説明をしていくという趣旨かと思いますが、行われているのは説明会ではなくて懇談会ですよ。先日の神奈川県議団長の代表質問での再々質問に対して、出された意見について真摯に受けとめたいと答弁をされたと思います。そう言うならば、特別な困難を抱えた子供たちの現状を見て、保原高校の定時制を存続してほしいという県民の声に応えるべきだと思います。

そして、二つ目は川俣高校機械科の存続についてです。

たった二回の懇談会で理解を得られたということでしたけれども、川俣高校機械科はこれまで日立や東芝に卒業生を輩出したり、福島市の沖電気や

福島製鋼には社内に川俣高校の同窓会があります。川俣町だけにとどまらない工業の発展のために力を尽くしてきています。

川俣高校のホームページにはこう書かれています。「本校は、今年で創立百十一年目を迎えます。二万一千名を超える卒業生を輩出し、地域と社会の発展に大きく貢献してきた県内でも有数の歴史と伝統を誇る高等学校です。また、県内唯一の普通科と工業科の併設校でもあります」。これこそ川俣高校の特色ではないでしょうか。特色化と言うなら、川俣高校の機械科は存続させるべきです。

川俣高校機械科は、再募集も含めて検討し直すべきですし、地域住民の声をちゃんと聞くためにも懇談会を広く呼びかけて開催してください。そういう観点で、保原高校定時制と川俣高校機械科の存続について再度答弁を求めます。

◎知事（内堀雅雄君）大橋議員の再質問にお答えいたします。

避難所における食事につきましては、毎日の夕食のみそ汁を提供するなど各市町村の実情に応じて対応されていると承知をしております。

県といたしましては、引き続き市町村の取り組みを踏まえながら避難所の運営を支援してまいります。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えいたします。

保原高校の定時制につきましては、福島中央高校も同様ではございますが、やはり生徒数が大変減ってきておりますし、また生徒さん方の学びに対するニーズが大きく変化をしていることを踏まえまして、統合させていただいて、また夕間部という新しいタイプの学びの場を提供していこうというふうに考えております。

また一方、川俣高校機械科についてのお話もございましたが、これにつきましては懇談の場で一定の御理解をいただきましたことから、募集を既に

とめておりますので、来年四月からは普通科の一学級として引き続き教育活動を続けてまいります。

◎十三番（大橋沙織君）再々質問いたします。

知事に伺います。

夕食でみそ汁ということでしたけれども、インスタントのみそ汁というのは私も伺いました。一方で、日本と同じ地震大国のイタリアでは避難所にキッチンが標準装備です。そして、プロの調理師が温かい食事を提供するキッチンカーなどを全国の州ごとに備蓄しています。今の日本や県内の実態はそうではないのでしょうか。

避難所で温かい食事を提供することは人権問題だという認識に立って、例えば事業者と契約を結んで依頼するとか、知事の判断でもっと充実できると思います。二カ月以上もの避難生活を強いられれば、体調を崩すのも当然です。県民の命を守るために今からでも改善を図るべきだと思います。今の食事で本当に十分なのか、再度知事も実態を調査してほしいと思います。以上の観点を含め、知事に避難所での温かい食事の提供について答弁を求めます。

高校統廃合について、教育長に再質問を行います。

統合が計画されている県北地区の定時制高校についてです。

保原高校定時制と福島中央高校を指すわけですが、高校改革の前期実施計画には夜間部を廃止して夕間部にする示されています。懇談会の参加者からもありましたが、夕間部になれば、通学が困難になるだけでなく、生徒たちの家計にも影響が出てきます。

今の定時制高校に通う生徒の多くはアルバイトをしています。中には家計を支えるために働きながら学んでいる生徒もいます。夕間部になって授業開始の時間が早まれば、ますます働ける時間は短くなります。どんな条件

の子供であっても、学びと成長の場を保障するのが県教育委員会の役割ではないでしょうか。こういう点を踏まえて、計画に示されている県北地区の定時制高校は夕間部とせず、夜間部を継続すべきと思います。教育長に再答弁を求めます。

◎知事（内堀雅雄君）大橋議員の再質問にお答えいたします。

避難所につきましては、市町村が開設をし、食事や衣服、生活物資等を提供しながら生活環境を整えておられます。

県といたしましては、保健師等による個別の健康支援や応援職員の派遣に取り組むなど、市町村の取り組みを踏まえながら安全・安心な避難所の運営を支援してまいります。

◎教育長（鈴木淳一君）再質問にお答えをいたします。

夕間部についてでございますが、これは今まだ懇談会を継続中でございますが、統合する場合にということでの仮の御質問かと思えますけれども、生徒さんの実態が、これは全国の数値ですけれども、昭和五十七年当時だと七割がフルタイムの仕事を持っていて夜学びに来られると。その割合が今は二・二%、ほとんどフルタイムの正社員の方はいらつしやらないというのが実態で、例えば中学校のところに不登校を経験したとか、そういった課題を抱えて学びの場を求めている方々が圧倒的に多いというのが実情でございます。そういった子供さん方なるべく通いやすい学校にしていこうというのが夕間部の趣旨でございます。

また、どうしても子供さんの数自体が減ってまいりますので、県北のそれなりの広い地域から通いやすいところにということで統合を提案させていただきます。